

平成 26 年 2 月 6 日
兵庫県建築健康保険組合

平成 26 年度 収入支出予算・保健事業について（お知らせ）

当健康保険組合の平成 26 年度収入支出予算(案)及び平成 26 年度保健事業の実施(案)が、平成 26 年 2 月 6 日に開催された第 107 回組合会において、審議のうえ可決承認されましたので、その概要についてお知らせいたします。

調整保険料率の変更に伴い、一般保険料率等が変更されます。

健康保険組合の財政は、法定準備金を確保したうえで、収支均衡する保険料率（実質保険料率）の設定が求められています。平成 26 年度予算における実質保険料率は 112.66% ですが、厳しい経済情勢下では、同率を設定することは困難ですので、支援金等負担助成金及び組合財政支援交付金を収入計上し、激変緩和措置として一般保険料率を 98.870%に変更することとします。

また、健康保険組合連合会から、平成 26 年度の当健康保険組合の調整保険料率は、1.130%に変更になった旨の連絡がありました。

このことに伴い、一般保険料率等の変更を、下表のとおり、平成 26 年 3 月 1 日（平成 26 年 3 月分保険料。ただし、任意継続被保険者については、平成 26 年 4 月分保険料）から実施します。

事業主及び被保険者の皆様には、厳しい経済状況のなか、過重なご負担をお掛けすることになりますが、一層のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

単位：‰

| 区 分 | 一般保険料率 | | 調整保険料率 | | 健康保険料率 | |
|------|--------|--------|--------|-------|---------|---------|
| | 変更前 | 変更後 | 変更前 | 変更後 | 変更前 | 変更後 |
| 事業主 | 49.470 | 49.435 | 0.530 | 0.565 | 50.000 | 50.000 |
| 被保険者 | 49.470 | 49.435 | 0.530 | 0.565 | 50.000 | 50.000 |
| 計 | 98.940 | 98.870 | 1.060 | 1.130 | 100.000 | 100.000 |

1 一般保険料

一般保険料は、介護納付金の納付に要する費用以外の費用（健康保険組合の事務経費、保険給付費、納付金、保健事業費等）のために、事業主及び被保険者から徴収する保険料です。

なお、一般保険料の構成は、次のとおりです。

一般保険料 = 基本保険料 + 特定保険料

- ・ 基本保険料
被保険者・被扶養者に対する医療給付、保健事業等に充てるための保険料
- ・ 特定保険料
納付金（前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、病床転換支援金、退職者給付拠出金、老人保健拠出金等）に充てるための保険料

単位：‰

| 区分 | 一般保険料率 | | 基本保険料率 | | 特定保険料率 | |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 変更前 | 変更後 | 変更前 | 変更後 | 変更前 | 変更後 |
| 事業主 | 49.470 | 49.435 | 23.220 | 25.765 | 26.250 | 23.670 |
| 被保険者 | 49.470 | 49.435 | 23.220 | 25.765 | 26.250 | 23.670 |
| 計 | 98.940 | 98.870 | 46.440 | 51.530 | 52.500 | 47.340 |

2 調整保険料

健康保険組合が行う事業の運営に要する費用の財源の不均衡を調整するため、健康保険組合連合会は、各健康保険組合に対し、交付金交付事業（組合財政支援交付金交付事業・高額医療交付金交付事業）を行っており、各健康保険組合は、この交付金の費用に充てるために、財政調整事業拠出金を拠出しています。

調整保険料は、交付金交付事業の財源となる財政調整事業拠出金のために、事業主及び被保険者から徴収する保険料です。

3 参考

全国健康保険協会兵庫支部の健康保険料率

平成25年度 100.0‰（事業主50.0‰ 被保険者50.0‰）

平成26年度 100.0‰（事業主50.0‰ 被保険者50.0‰）

介護保険料率が変更されます。

介護保険の給付に必要な財源は、50%を公費負担、あとの50%を被保険者の保険料で賄う仕組みになっています。保険料の被保険者種別ごとの負担内訳は、平成24年度～平成26年度は、65歳以上の第1号被保険者が21%、40歳～64歳の第2号被保険者（健康保険組合の被保険者・被扶養者等）が29%の割合とされています。

平成26年度における当健康保険組合の介護納付金として、国から232,998千円割り当てられました。

その介護納付金を納付するためには、介護保険料率として18.1‰とすべきところですが繰入金（11,939千円）を収入とすることにより、介護保険料率は、現行15.5‰のところ、17.2‰に上げを行うこととなります。

事業主及び被保険者の皆様には、ご負担の増加につきまして、何とぞご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

1 介護保険料率の変更

変更前 15.5‰（事業主7.75‰ 被保険者7.75‰）

変更後 17.2‰（事業主8.60‰ 被保険者8.60‰）

2 変更時期

平成26年3月1日（平成26年3月分保険料。ただし、任意継続被保険者については、平成26年4月分保険料）から実施します。

3 参考

全国健康保険協会兵庫支部の介護保険料率

平成25年度 15.5‰（事業主7.75‰ 被保険者7.75‰）

平成26年度 17.2% (事業主8.60% 被保険者8.60%)

医療費と納付金が重い負担となっています。

(一般勘定)

収入において、被保険者数、平均標準報酬月額及び総標準賞与額の減少等により、保険料収入(1,881,643千円)だけでは収入財源が確保できないため、準備金を繰入れ(40,000千円) 給付費臨時補助金(1千円) 支援金等負担助成金(96,000千円) 組合財政支援交付金(175,000千円)及び高額医療交付金(30,000千円)を受けるとします。

支出において、被保険者・被扶養者の皆様の医療費等に充てる保険給付費(1,165,683千円)で、所要財源率61.32%)や高齢者などの医療費を賄うため、国に納付する前期高齢者納付金・後期高齢者支援金・退職者給付拠出金等(900,005千円)で、所要財源率47.34%)が相変わらず重い負担となっています。

その結果、平成26年度の予算は、経常収支の赤字額が大きく(263,189千円)極めて厳しい予算編成となりました。

(介護勘定)

国から通知のあった介護納付金(232,998千円)を支出するため、保険料収入(221,065千円)だけでは収入財源が確保できないため、準備金を繰入れ(11,939千円) 予算編成を行いました。

保健事業を活用して、健康の維持・増進を図りましょう。

当健康保険組合としては、被保険者・被扶養者の皆様の健康づくりをサポートさせていただくことが重要な役割であると考えています。皆様が健康になられて医療費が節減され、保険料の引き上げを押さえ、保健事業をより充実させることが念願です。

保健事業の2本柱の1本が、短期人間ドック(40歳以上の被保険者・被扶養者が対象)や特定健康診査・特定保健指導(40歳以上75歳未満の被保険者・被扶養者が対象)の実施です。

もう1本は各種癌検診(検診実施機関での受診の方法と郵送自己検診の方法の2種類。被保険者・30歳(子宮頸癌検診は20歳)以上の被扶養者が対象)の実施です。

健康管理の一環として積極的にご活用願います。病気を予防、早期発見することは、健康の維持はもちろん、医療費を減らすことにもつながります。

医療機関を受診する際には、夜間・休日の安易な受診やはしご受診を控えたり、安価なジェネリック医薬品を選択すれば、家計への負担は軽減されます。また、診療費の明細書が原則として無料発行されますので、医療費に対するコスト意識を持つと同時に、日頃から病気にならないための健康づくり(規則正しい生活、十分な睡眠、適度な運動、バランスのよい食生活)を心掛けていただきますようお願いいたします。

皆様一人ひとりの小さな行いが医療保険の安定にもつながりますので、今後とも当健康保険組合の運営にご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

平成26年度収入支出予算の概要

健康保険分（収入）

健康保険分（支出）

| 科 目 | 予算額 千円 | 被保険者1人 当たり額 円 | 科 目 | 予算額 千円 | 被保険者1人 当たり額 円 |
|--------------|-----------|------------------|------------|-----------|------------------|
| 健康保険収入 | 1,886,194 | 481,295 | 事務費 | 58,313 | 14,880 |
| 調整保険料収入 | 21,571 | 5,504 | 保険給付費 | 1,165,683 | 297,444 |
| 繰越金 | 0 | 0 | （前期高齢者納付金） | 382,975 | 97,723 |
| （準備金限度外部分繰入） | 40,000 | 10,207 | （後期高齢者支援金） | 438,587 | 111,913 |
| （退職積立金繰入） | 1 | 0 | （その他納付金） | 78,443 | 20,016 |
| 繰入金 | 40,001 | 10,207 | 納付金 | 900,005 | 229,652 |
| 国庫補助金収入 | 97,130 | 24,784 | 保健事業費 | 30,213 | 7,709 |
| 特定健康診査等事業収入 | 0 | 0 | 還付金 | 20 | 5 |
| （組合財政支援交付金） | 175,000 | 44,654 | 営繕費 | 0 | 0 |
| （高額医療交付金） | 30,000 | 7,655 | 財政調整事業拠出金 | 21,571 | 5,504 |
| 財政調整事業交付金 | 205,000 | 52,309 | その他 | 3,581 | 914 |
| 雑収入 | 10,301 | 2,628 | 予備費 | 80,811 | 20,620 |
| 収入合計 | 2,260,197 | 576,728 | 支出合計 | 2,260,197 | 576,728 |
| 経常収入合計 | 1,894,624 | 483,446 | 経常支出合計 | 2,157,813 | 550,603 |

| | | | | |
|---------|---------|--------|------------|---------|
| 収支差引額 | 0 | 0 | 準備金保有見込 千円 | 462,325 |
| 経常収支差引額 | 263,189 | 67,157 | 準備金保有率 % | 123.80 |

介護保険分（収入）

介護保険分（支出）

| 科 目 | 予算額 千円 | 介護保険第2 号被保険者た る被保険者1 人当たり額 円 | 科 目 | 予算額 千円 | 介護保険第2 号被保険者た る被保険者1 人当たり額 円 |
|--------|---------|---------------------------------------|----------|---------|---------------------------------------|
| 介護保険収入 | 221,065 | 89,355 | 介護納付金 | 232,998 | 94,179 |
| 繰越金 | 0 | 0 | 介護保険料還付金 | 10 | 4 |
| 繰入金 | 11,939 | 4,826 | 積立金 | 2 | 1 |
| 雑収入 | 6 | 3 | 雑支出 | 0 | 0 |
| 収入合計 | 233,010 | 94,184 | 支出合計 | 233,010 | 94,184 |

| | | | | |
|-------|---|---|------------|--------|
| 収支差引額 | 0 | 0 | 準備金保有見込 千円 | 13,024 |
| | | | 準備金保有率 % | 78.39 |

予算編成の基礎となった数字

| | | | |
|-------------------------------|-----------------------------------|---------|------------------------|
| 被保険者数 | 3,919人（男性 3,360人 女性 559人） | | |
| 平均標準報酬月額 | 354,781円（男性 375,062円 女性 232,880円） | | |
| 総標準賞与額（年間合計） | 2,327,309千円 | | |
| 平均年齢 | 45.92歳（男性 46.50歳 女性 42.43歳） | | |
| 被扶養者数 | 4,946人（扶養率 1.24人） | | |
| 前期高齢者数 438人 | 前期高齢者加入率 | 4.76% | 前期高齢者1人当たり給付費 409,669円 |
| 健康保険料率 | 100.000%（事業主 | 50.000% | 被保険者 50.000%） |
| ・一般保険料率 | 98.870%（事業主 | 49.435% | 被保険者 49.435%） |
| （基本保険料率） | 51.530%（事業主 | 25.765% | 被保険者 25.765%） |
| （特定保険料率） | 47.340%（事業主 | 23.670% | 被保険者 23.670%） |
| ・調整保険料率 | 1.130%（事業主 | 0.565% | 被保険者 0.565%） |
| 介護保険の対象となる被保険者数（介護保険第2号被保険者数） | 3,768人 | | |
| （健保被保険者数 | 2,474人 | 健保被扶養者数 | 1,294人） |
| 介護保険料率 | 17.200%（事業主 | 8.600% | 被保険者 8.600%） |

平成26年度保健事業の概要

| 項 目 | | 実施時期 | 事業内容の概要等 |
|----------------------------|--|-----------------|---|
| 特定健康診査事業 | 1 受診券の交付 | 年 間 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 40歳以上75歳未満の特定健康診査の受診対象となる任意継続被保険者・被扶養者について、契約健診実施機関において実施する。 ・ 健保組合負担 全額 |
| | 2 特定健康診査 | | |
| | 3 情報提供 | | |
| 特定保健指導事業 | 1 利用券の交付 | 年 間 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約健診実施機関等において実施する。 ・ 健保組合負担 全額 |
| | 2 動機付け支援 | | |
| | 3 積極的支援 | | |
| 保健指導 宣 伝 事 業 | 1 機関紙発行 | 毎 月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「掲示板」(情報提供資料)を事業所に送付する。 ・ 健康づくりのためのパンフレット・ポスター等を配布する。 ・ 乳児の健康管理を目的とした月刊誌を、出産した被保険者・被扶養者に1年間配布する。 ・ 被保険者・被扶養者の医療費についてのコスト意識を高め、健康管理に資することを目的として、被保険者(被扶養者分を含む。)に対して、実際に要した医療費の額等を通知する。 ・ 被保険者・被扶養者の医療費についてのコスト意識を高め、患者負担の軽減や組合財政の改善を図ることを目的として、被保険者・被扶養者に対して、ジェネリック医薬品の使用に伴う自己負担額の軽減に係る内容を通知する。 ・ 事業所ごとの保険財政収支状況を事業主が把握し、事業所における健康管理に資することを目的として、各事業所健康保険収支状況等資料を事業主に送付する。 ・ 健康管理事業の推進を図るため、健康管理事業推進委員会を開催する。 ・ 健康管理委員を対象として、研修会・説明会を開催する。 ・ 健康保険組合連合会と共催で、保健指導宣伝事業を行う。 ・ 事業主、被保険者等に健康保険組合の情報を提供する。 |
| | 2 保健指導パンフレット等配布 | 随 時 | |
| | 3 母子保健指導書配布 | 毎 月 | |
| | 4 医療費通知(被保険者に対する通知) | 3月 | |
| | 5 ジェネリック医薬品使用促進通知 | 9月・3月 | |
| | 6 保険財政収支状況通知(事業主に対する通知) | 5月・8月 11月・2月 | |
| | 7 健康管理事業推進委員会開催 | 9月・12月 | |
| | 8 健康管理委員研修会・説明会開催 | 10月・3月 | |
| | 9 共同保健指導宣伝 | 年 間 | |
| | 10 ホームページの管理・運営 | 年 間 | |
| 疾 病 予 防 事 業 | 1 短期人間ドック | 4月～翌年1月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 40歳以上の被保険者・被扶養者を対象として、健診費用の一部を補助する。 ・ 40歳以上75歳未満の特定健康診査の実施対象である被保険者を対象として、健診費用の一部を、事業主に補助する。 ・ 被保険者・30歳(子宮頸癌検査は20歳)以上の被扶養者を対象として、郵送自己検診費用の一部を補助する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 子宮頸癌、肺癌、大腸癌、胃癌、前立腺癌検査 ・ B型肝炎、C型肝炎検査 ・ 被保険者・30歳(子宮頸癌検診は20歳)以上の被扶養者を対象として、検診実施機関で受診した各種癌検診費用の一部を補助する。 ・ 被保険者・被扶養者を対象とし、接種費用の一部を補助する。 ・ 保健師等が事業所を訪問し、被保険者等の健康相談に応じ、必要な指導や助言を行う。 ・ 3カ月間で、80万歩の目標歩数を達成した被保険者・被扶養者を表彰する。 ・ 希望者に家庭常備薬を有料斡旋する。 |
| | 2 特定健康診査に係る定期健康診断補助 | 4月～翌年3月 | |
| | 3 郵送自己検診補助 | 9月 | |
| | 4 乳癌、子宮頸癌、肺癌、大腸癌、胃癌検診・PSA、CEA、AFP、CA19-9、CA125検査補助 | 4月～翌年2月 | |
| | 5 インフルエンザ予防接種補助 | 9月～翌年2月 | |
| | 6 事業所訪問保健指導事業 | 随 時 | |
| | 7 健康ウォーキング運動表彰 | 5月～7月 9月～11月 | |
| | 8 家庭常備薬有料斡旋 | 7月・11月 | |